

# 城南家保ニュース Vol.1 4月

熊本県城南家畜保健衛生所

〒868-0042 人吉市蟹作町一本杉 1237-1

TEL 0966-22-3814 FAX 22-3617

E-mail [jounankaho@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:jounankaho@pref.kumamoto.lg.jp)

ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/site/179/>



## 平成 23 年度 城南家畜保健衛生所職員紹介



【前 列】★：新任

氏名	★川邊久浩	佐藤敬明	★中嶋達彦	坂本 崇	林 昭
役職	参事	主幹 (防疫課長)	所長	主幹 (衛生課長)	参事
(主な担当)	(肉用牛・薬事)	(防疫総括)	(総括)	(衛生総括)	(庶務総括)

【後 列】

桑原	村田美聡	西本章人	村上美雪	東 文江	山口寛二
	技師	主事	参事		参事
(臨時職員)	(鶏・獣医事)	(庶務)	(豚・放牧衛生)	(自衛防疫)	(乳用牛・防疫)

中嶋達彦新城南家畜保健衛生所長あいさつ

新メンバーでスタートします。

球磨・芦北地域の畜産振興や家畜伝染病の侵入・まん延防止のために関係者皆さまとの連携を強化して頑張りますのでよろしくお願いいたします。

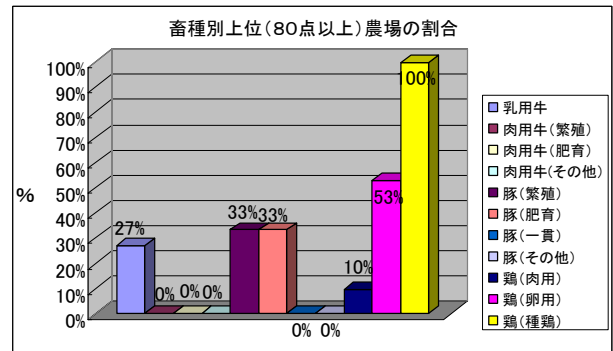
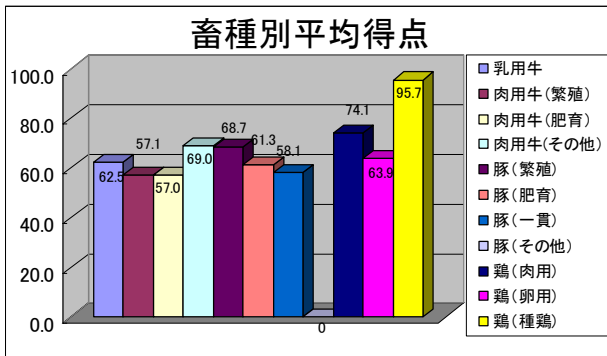
## 平成22年度 飼養衛生管理基準集計

飼養衛生管理基準とは、食品の安全性確保のため平成16年に家畜伝染病予防法に基づき制定されました。畜産物の生産段階(農場)では、日常、当たり前に行っている衛生管理が食の安全性確保、国民の健康保護のために家畜の所有者に対して与えられた責任であり義務であることを十分認識するとともに、衛生管理を徹底することで家畜伝染病の侵入防止や疾病発生予防に努めなければなりません。当所では毎年、飼養衛生管理基準の周知・徹底・確認及び調査を行っています。

### ～飼養衛生管理基準の10項目～

1. 畜舎および器具の清掃・消毒を定期的に行う
2. 畜舎の出入りの際は、消毒を行う
3. 飼料・水への野生動物の排せつ物侵入防止
4. 外部導入の際は、隔離期間を持つ
5. 外部からの人・車両の立入制限
6. 畜舎管理及び修繕、害獣・害虫駆除
7. 出荷家畜の健康観察
8. 家畜の健康管理
9. 家畜の密飼い防止
10. 家畜伝染病予防の知識の習得

この10項目をチェックリストに基づき、管内150農場を抽出・調査を行い100点満点で点数化して集計しました。城南家保管内では、平均合計得点は63.5で、昨年度より2ポイント上昇しました。畜種別では種鶏、肉用鶏、豚(繁殖)の順で高得点でした。高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の侵入防止対策にも飼養衛生管理は重要です。引き続き飼養衛生管理の徹底に努力しましょう。



引き続き口蹄疫に注意してください!



昨年4月20日の宮崎県での口蹄疫発生から早一年が経過しました。国内での発生は認められていませんが、現在もアジア諸国で発生が確認されています。また、3月21、22日には3ヶ月ぶりに台湾で口蹄疫が発生しています。発生国の畜産農家への訪問自粛、毎日の飼養家畜の観察、消毒の徹底など、防疫対策に万全を期すよう、関係者への周知をお願いします。

ご不明な点があれば家畜保健衛生所にご連絡ください!